

協議第 4 9 号

平成 1 5 年 月 日 確認

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 5 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	13 事務組織及び機構の取扱い	調整の内容(案)	1 新市の事務組織及び機構の取扱いについては、「新市における組織・機構の執行体制の調整方針」を基本とし、その趣旨に沿った組織・機構を構築する。
関係項目			2 現在の市町村庁舎を支所として有効に活用することを基本とする。

※行政組織・機構関係法令

地方自治法

第1条

この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図ると共に、地方公共団体の健全な発達を補償することを目的とする。

第2条

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

第155条

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

第158条

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

◎新市における組織・機構の執行体制の調整方針

- (1) 行政管理機能の本庁への集中と組織のフラット化を図ることにより、意思決定の明確化・迅速化と効率的な行政経営を目指します。
- (2) 市民が行う身近な手続き等の市民生活に密着したサービス機能については、旧行政区域に支所を設置することにより、市民の利便性の確保を目指します。
- (3) 行政から提供する一部のサービスについては、効率性と迅速性の両立を図るため、その特性に応じた中規模の圏域を対象とする執行体制の確立を目指します。
- (4) 組織の基本的な構成は、部の下に課を、課の下に担当を置くこととします。
また、新市の執行体制は、変化する業務量や業務の困難度に応じて柔軟な職員配置を可能とする担当制を導入します。
- (5) 現在の市町村の支所、出張所は、新市においても出張所として存続して活用します。
- (6) 常に組織・機構及び運営を見直し、効率化に努め、規模の適正化を図ります。